

告示

埼玉県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
豊田脳神経外科クリニック	戸田市新曽二一六三一	令和四年一月三十一日
埼玉医療生活協同組合 騎西ふれあいクリニック	加須市騎西一三五二―三	令和四年一月三十一日
埼玉医療生活協同組合 行田ふれあいクリニック	行田市持田三一―一五―二三	令和四年一月三十一日
埼玉医療生活協同組合 加須ふれあいクリニック	加須市下三俣字七釜戸一七九〇―一	令和四年一月三十一日
埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院	羽生市下岩瀬四四六	令和四年一月三十一日
埼玉医療生活協同組合 皆野病院	秩父郡皆野町皆野二〇三一―一	令和四年一月三十一日
蓮田南クリニック	蓮田市山ノ内二―四―グッドタイムリビング埼玉蓮田一階	令和四年一月三十一日

訪問看護ステーション 生樹	羽生訪問看護ステーション	あい薬局	ヒカリ薬局 和光店	根岸歯科診療所	久喜エンゼル歯科クリニック	そうごう薬局 吉川中央店
本庄市日の出四一六―八メゾネット みどりハイツⅡ一〇二	羽生市上岩瀬六六〇	本庄市東台四一―二三	和光市諏訪三一―一	狭山市根岸一―四一―一	久喜市青毛二―二一―一八	吉川市中央二―二二―一
令和四年一月三十一日	令和四年一月三十一日	令和四年一月三十一日	令和四年一月三十一日	平成三十年一月二十三日	令和三年十月三十一日	令和四年一月三十一日

二 指定施術機関

相川 哲野		氏名	
		住所	
ステーション	KEIROW上尾	相川治療院	名称
ヨツピングアヴェニュー 1B棟	上尾市緑丘3-3-1	上尾市緑丘2-6-1 九パインハイツ203	所在地
令和四年一月三十日		令和四年一月三十一日	廃止年月日